

社団法人日本心理学会倫理綱領

前文

社団法人日本心理学会会員は、すべての人間の基本的人権を認め、これを侵さず、人間の自由と幸福の追求の営みを尊重し、また、人間以外の動物についてもその福祉と保護に留意し、心理学における学術的活動とそれに関連する諸活動にたずさわる。このため、社団法人日本心理学会会員は、心理学の専門家としての自覚を持ち、自らの行為に対する責任を持たなければならない。そして他者がこのような規準を侵したり、また自らの行為が他者によって悪用されることを黙認してはならない。

以上の主旨にもとづき以下の条項を定める。

1. 責任の自覚

本学会の会員は自らの研究・実践活動が個人や社会に対して影響のあることを自覚し、自らの活動は個人の幸福と福祉及び社会への貢献をめざしたものでなければならない。そのためには常に自己研鑽につとめ、資質と技能の向上を図らねばならない。

2. 人権の尊重

本学会の会員は研究・実践活動の対象となる他者や動物に対して、常にその尊厳を尊重しなければならない。

1) 個人のプライバシーや社会的規範を侵す行為をしてはならない。

2) 精神的・身体的危害を加えることをしてはならない。

3) 動物研究に関しては、動物が人間の共存者との認識をもち、適切な生育環境を確保しなければならない。

3. 説明と同意

実験、調査、検査、臨床活動などを行うとき、その対象者に充分な説明をし文書又は口頭で同意を得なければならぬ。

1) あらかじめ説明を行うことができない場合には、事後に必ず充分な説明をする。

2) 対象者が判断できない場合には、対象者に代わり得る責任のある者の判断と同意を得る。

3) 対象者の意志で参加を途中で中断あるいは放棄できることを事前に説明する。

4. 情報の管理

本学会の会員は得られた情報については厳重に管理し、みだりに他に漏らしてはならない。また情報は、本来の目的以外に使用してはならない。

5. 公表に伴う責任

公表に際しては、専門家としての責任を自覚して行わねばならない。

1) 個人のプライバシーを侵害してはならない。

2) 研究のために用いた資料等については出典を明記する。

3) 共同研究の場合、公表する際には共同研究者の権利と責任を配慮する。

4) 公的発言・広告・宣伝などで、社会に向けて公表する場合には、心理学的根拠にもとづいて行い、虚偽や誇張のないようにする。